

広島市告示第332号  
令和7年6月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日  
令和7年6月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別 紙)

区 分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区 名	町 名	
汚水及び 雨水を排除	安芸区	瀬野一丁目の一部	分流
	佐伯区	八幡東四丁目の一部	
汚水を排除	東区	福田七丁目の一部	
	安佐南区	八木八丁目、緑井八丁目、安東二丁目及び伴中央二丁目の各一部	
	安佐北区	深川七丁目、可部八丁目及び亀山二丁目の各一部	
	安芸区	中野六丁目及び矢野東七丁目の各一部	

広島市告示第333号  
令和7年6月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
令和7年6月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別 紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	
東区	福田七丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	八木八丁目、緑井八丁目、安東二丁目及び伴中央二丁目の各一部	
安佐北区	深川七丁目、可部八丁目及び亀山二丁目の各一部	
佐伯区	八幡東四丁目の一部	
安芸区	瀬野一丁目、中野六丁目及び矢野東七丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第334号  
令和7年6月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日  
令和7年6月20日

- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	上三田農業集落排水処理施設